

令和 3 年 1 月 27 日
ジェイアールグループ健康保険組合

任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限についてのお知らせ

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に任意継続被保険者になる方の標準報酬月額の上限を、410,000 円（第 27 級）とします。

以上